

消費税軽減税率対策セミナー

飲食店編

食品を扱う事業者編

農業編

各回 定員 5 社様限定 (質疑応答の時間を多く取るため定員制とさせていただきます)

数年来、先送りされてきた消費税 10%の引上げと軽減税率の導入が令和元年 10 月 1 日に導入されます。

消費税率の対象品目は「飲食料品（酒類・外食を除く）」及び「新聞」とされます。小売業等直接業務に関わる業種だけではなく、様々な業種で飲食や飲料の購入などがありますので、ほぼすべての事業者が軽減税率への対応をする必要があります。

そこで、全事業者の方々を対象とした「総論編（全事業者向け）」と軽減税率制度に密接に関連する業種ごと「飲食店編」「食品を扱う事業者編」「農業編」に分けてセミナーを開催致します。業種ごとの説明会では質疑応答の時間を設けて疑問や不安について解消できるように致します。忙しい中とは思いますが全く新しい制度が導入され、また準備期間も残り少なくなってきていますので是非ご参加ください。

飲食店編

令和元年 6月25日(火) 18:30~20:30

令和元年 7月16日(火) 14:00~16:00

令和元年 8月 5日(月) 14:00~16:00

令和元年 9月 5日(木) 18:30~20:30

解説ポイント

- ・消費税軽減税率制度について
- ・10%・8%の区分について
- ・改正への実務対応
- ・質疑・応答

食品を扱う事業者編

令和元年 7月10日(火) 18:30~20:30

令和元年 8月 9日(金) 14:00~16:00

令和元年 9月10日(火) 14:00~16:00

解説ポイント

- ・消費税軽減税率制度について
- ・10%・8%の区分について
- ・改正への実務対応
- ・質疑・応答

農業編

令和元年 8月20日(火)
14:00~16:00

解説ポイント

- ・消費税軽減税率制度について
- ・簡易課税制度の改正について
- ・経営への影響について
- ・質疑・応答

主催 北澤福一税理士事務所
福嶋恭則税理士事務所

講師 福嶋恭則税理士事務所
税理士 福嶋恭則

会場案内

会場：福島恭則税理士事務所 研修室



お申込み先

北澤福一税理士事務所

飯田市白山町3丁目東13-1 松下ビル1号
 TEL: 0265-23-1723
 FAX: 0265-23-1724
 MAIL: kitazawa-fukukazu@tkcnf.or.jp

担当 澁井

ふくしま会計 福島恭則税理士事務所

飯田市高羽町1丁目4番地10
 TEL: 0265-49-0230
 FAX: 0265-49-0233
 MAIL: kazakoshi@tkcnf.or.jp

担当 後藤

申込書

* 定員になり次第締め切らせて頂きますのでお早めにお申込ください

参加申込日	* 第1希望日に を 第2希望日に○をご記入ください		
飲食店編	6月25日(火)	7月16日(火)	8月5日(月)
	9月5日(木)		
食品を扱う事業者編	7月10日(火)	8月9日(金)	9月10日(火)
農業編	8月20日(火)		
お名前	参加人数		
会社名			
連絡先住所			
連絡先電話番号		連絡先 FAX	
連絡先 mail			

- ・個人情報は、個人情報保護法方針に則り適切に取り扱い致します。
- ・諸連絡・緊急連絡のためメーリングリストに登録致しますことをご了承ください。